

鋸南町社会福祉協議会インターンシップ事業実施要項

1. 目 的

インターンシップによる職場体験を通じて、介護、福祉分野の業務について理解を深め、将来のキャリア形成のための判断材料とするとともに、介護・福祉分野への就職を推進することを目的とします。

2. 実施主体

鋸南町社会福祉協議会

3. 実施期間

令和7年6月から令和8年2月まで

4. インターンシップの種類

(1) 体験型インターンシップ

受入事業所において各業務や事業、行事を通じた職場体験

(2) 就労型インターンシップ

受入事業所のいずれかにおいて、就労をメインとして、各業務等の職場体験

5. 概要

(1) 体験の内容

① 体験型インターンシップ

日数：3～10日間

場所：鋸南町社会福祉協議会

①事務局 ②訪問介護事業所 ③通所介護事業所

職種：①生活支援コーディネーター

②認知症地域支援推進員

③訪問介護ヘルパー

④通所介護介助員

⑤その他（社会福祉業務）

② 就労型インターンシップ

日数：10日～14日間

場所：鋸南町社会福祉協議会

①事務局 ②通所介護事業所

職種：①生活支援コーディネーター

②認知症地域支援推進員

③通所介護介助員

④その他（社会福祉業務）

（２）日程の調整

- ① 申込書の内容や事前の体験希望の施設（場所）、職種を確認した上で、就労体験の種類、場所等（複数可）を決定します。
- ② 就労体験を受け入れる施設において、期間中のプログラムを作成します。

6. 参加対象者

下記の者のうち、当会の会長が認めた者としてします。

- ・ 学生（高校生以上の方）
- ・ 一般の方で福祉・介護の業務に関心のある方
- ・ 福祉・介護の職場に就職を希望されている方

7. 申し込み・受付

別紙「受入事業所一覧」から体験を希望する施設を選定し、申込書に必要事項を記入の上、当協議会事務局へ提出してください。

なお、申込書は、参加希望日の３週間前までに提出してください。

8. 研修中の留意事項

（１）法令の遵守等

研修に専念し、法令を遵守するとともに、当協議会職員の指揮及び監督に従っていただきます。

（２）信用失墜行為の禁止

当協議会及び利用者の名誉を害し、協議会の信用を傷つけるような行為は禁止します。

（３）秘密を守る義務

研修中に知り得た秘密を研修中及び研修後に関わらず、他に漏らすことを禁止します。

9. その他留意事項

（１）研修生の身分及び報酬等

① 体験型インターンシップ

- ・ 職員としての身分は付与しません。
- ・ 報酬、交通費等の一切は支給しません。

② 就労型インターンシップ

- ・ 職員としての身分は付与しません。

- ・ 「鋸南町社会福祉協議会準職員就業規則」の規定を準用して、基本給を支給します。ただし、基本給以外の手当又は交通費等の一切は支給しません。
交通費、昼食代等は個人で負担願います。

（２）事故責任等

研修生は、研修中及びその通所中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険等に参加するなど、研修中及びその通所中の事故について、自らの責任において対処していただきます。

（３）活動報告の提出

- ・ 就労体験最終日に活動報告の記入、提出をお願いします。
- ・ 様式は任意、大学等において定められた様式の使用も可とします。

（４）就職情報の提供と評価

- ・ 就労体験を全て満了された方には、当協議会の採用情報を提供させていただきます。
- ・ 就労体験を行った方が当協議会の採用試験に申し込まれた場合、インターンシップ事業の評価を採用の参考とさせていただきます。
- ・ 学生の方については、当協議会でのインターンシップの結果を所属する学校等へ報告します。

鋸南町社会福祉協議会インターンシップ事業・受入事業所一覧

事業所名	事業概要	対象者	就労体験の一例
① 鋸南町社会福祉協議会事務局	ボランティア活動の推進、日常生活自立支援、共同募金運動の推進、福祉団体の運営支援など地域福祉事業	地域住民	窓口対応、地域支援、会議への参加等
	配食サービス、訪問型サービスなど高齢者等の生活支援サービス事業	高齢者 障害者 地域住民	窓口対応、サービス提供、訪問同行、講座・会議の開催等
	地域支え合いや住民主体の生活支援体制の構築、居場所づくりの推進など生活支援体制整備事業	地域住民	訪問同行、会議への参加等
	認知症サポーターの養成や認知症に関する普及啓発や相談体制の構築など認知症施策総合推進事業	高齢者 地域住民	養成講座・研修の開催等
② 鋸南町社協ホームヘルプサービスセンター	訪問介護事業	高齢者 障害者	訪問介護への同行、会議への参加等
③ 鋸南町デイサービスセンター	高齢者デイサービスセンター	高齢者	利用者への介護支援補助、会議への参加等

※1 上記①～③の所在地は下記のとおり、同一敷地内に立地しています。

千葉県安房郡鋸南町保田560番地